

<2019年度 第1回定例研究会>

人権とマイノリティーへの差別 — 同性婚ウエディングケーキ販売拒否を手掛かりとして

講演：森口 千弘（熊本学園大学社会福祉学部講師）

日時：2019年7月2日(火) 18時～19時30分

2019年第1回定例研究会では、「人権とマイノリティーへの差別—同性婚ウエディングケーキ販売拒否を手掛かりとして」というタイトルのもと、本学社会福祉学部講師の森口千弘氏にご講演いただきました。森口氏は2018年4月本学に着任し、「日本国憲法」「ジェンダーと法」等の講義を担当されている新進気鋭、憲法の若手研究者です。参加者は32名、10代の方を含めた学生さんや社会福祉士・介護福祉士・相談業務従事者等、専門職の方々にも多く聴講いただきました。座長は、本学付属社会福祉研究所長・社会福祉学部准教授の黒木邦弘氏です。以下、その概要についてご報告いたします。

まず「はじめに」として、本内容を取り上げるに至った経緯や人権とマイノリティーの関係についての説明がなされました。人権はすべての人間が生まれながらに有し、誰からも奪われることのない権利（自然権）であるが、民主的プロセスの中で多数派と比して自らの主張を実現できない少数派にとって、それでも保護されなければならない最後の一線であること。また、人権の要素をよく表している言葉として「私はあなたの意見には反対だが、あなたがそれを言う権利は命をかけて守る」というフレーズを挙げ、たった一人反論を言っている人がいたとしても多数派はそれを抑圧するのではなく、その人が何かものを言う権利は保障しなければならないという基本的人権の考え方についてわかりやすく述べられました。

そして、近年では人権がもつマイノリティー保護の機能には揺らぎが生じており、中でも注目を集めた、アメリカのウエディングケーキ販売拒否事件の連邦最高裁判決の内容について語られるところから本題に入っていきます。これは2012年7月、アメリカのあるケーキ屋が自らの宗教的信念を理由に「同性婚の結婚式のためにウエディングケーキは作りたくない」として制作を拒否したこと、2018年に連邦最高裁がこのケーキ屋の主張を容認するような判決を出したことで、全米で大きな議論を生んだものです。本講演では、同性婚の権利と信教の自由の対立、社会的多数派とマイノリティーの問題という2つの契機から検討がなされました。

アメリカで性愛をめぐる問題は長年社会の対立軸の一つになっており、キリスト教的倫理感を強調、州法で様々な規制を敷いている保守派と、個人の決定を尊重する自由を主張、憲法典の人権条項を用いて規制に抵抗するリベラル派に分かれていること、また、この対立軸は保守派（多数派の利益）vs

リベラル派(少数派の利益)であり、多くの訴訟で保守的な規制との衝突が起こるとともにいくつかの重要な違憲判決が生まれてきたことが説明されました。同性愛についても同様に、保守派によるその規制と裁判による闘争が長い歴史の中で行われ、リベラル派の勝利を起点に2015年同性婚が憲法上の権利として承認されたことは、憲法が人権のマイノリティー保護の機能を十二分に果たしたと評価できるものとされました。これにより保守派は法律レベルでの同性婚否定が困難となったため、今度は人権を用いて同性愛への差別を正当化しようとする戦略に変更していくこととなります。

そんな中で起こったのが先の「Masterpiece Cakeshop」事件であり、敬虔なキリスト教徒であったケーキ屋店主は「信教の自由」による2つの主張に加えて「表現の自由」を「武器」として、同性愛者への差別を正当化しようと試みます。これに対し、連邦最高裁は信教の理由による主張の1つを採用し、同性愛の権利が重要であるのと同様に信教の自由も重要な権利であるという判断のもと、ケーキ屋店主を勝訴させる判決を出しました。この判決について森口氏は、他の裁判官による反対意見を取り上げ、最高裁の判断には重大な疑義があるのではないかと、「正しく」人権を扱ったのだろうか? Masterpiece Cakeshop 判決は「人権」が人権侵害のために使われたものであり、個別の人権の問題を超え、人権保障の在り方そのものに対する問いかけなのではないだろうかと述べられました。

果たして、人権は誰のためにあるのか。本講演での事例を通して森口氏は、人権を錦の御旗にするのではなく、歴史・時代・文脈からそのイデオロギー性を明らかにする必要がある一方で、マイノリティー保護を理由とした信教の自由や表現の自由への過度な制約に警戒する必要があると主張しました。また、日本を含めた各国で人権・憲法への感受性に欠く指導者が現れる現状の中、求められる人権論の在り方とは? 人権を多数派・権力者の道具にしないためにも、マイノリティー保護という機能から再定位する(日本の最高裁が人権をどのように取り扱っているかについて批判的検討を行う)ことの必要性を訴え、講演を締めくくりました。

講演終了後は、フロアを交えての質疑応答がフリーディスカッション形式で進められました。また、研究会終了後のアンケートでも、「人権と憲法、判決などの歴史的背景を知ることができた」「ジェンダーマイノリティーについて、裁判例などを比較したことはなかったので新鮮だった」「マイノリティー差別での社会福祉士に求められる役割が見えた気がする」等、高い評価をいただきました。今後も多様な視点で人権問題に取り組み、掘り下げて考えていくことの重要性を再認識する、非常に有意義な研究会であったと感じました。

(研究会報告者: 藤塚千秋)